揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費助成金交付要綱

（目的）

第１条　この告示は、飼い主不明な猫及び多頭飼育されている猫の増加を抑制することにより、町民の快適な生活環境を保持することを目的として、飼い主不明な猫及び多頭飼育されている猫の不妊手術費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（定義）

第２条　この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(１)　飼い主不明な猫　町内に生息する飼い主が不明な猫又は飼い主がいない猫をいう。

(２)　多頭飼育猫　町内在住者が飼育している猫で、保健所に「多頭飼育届出書」が提出されている飼い猫をいう。

(３)　不妊手術　オスについては精巣を摘出する去勢手術をいい、メスについては卵巣を摘出する避妊手術をいう。

(４)　識別処置　不妊手術実施時に片耳の先端にV字型の切り込みを入れる処置をいう。

（補助金の交付対象）

第３条　助成金は、町内に住所を有する者が生後６箇月以上の飼い主不明な猫及び多頭飼育されている飼い猫の不妊手術及び識別処理（以下「不妊手術等」という。）を動物病院において実施した場合に交付するものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、手術を実施した猫１匹につき、次に掲げる額とする。ただし、支払った手術費用の額が各号で定めた額を下回る場合は、当該支払った額とする。

(１)　避妊手術（メス）　4,000円

(２)　去勢手術（オス）　3,000円

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者は（以下「申請者」という。）は、不妊手術実施前に揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる事項を実施する旨を誓約し、町長に提出しなければならない。

(１)　飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫の収容

(２)　収容した猫が飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫であることの確認

(３)　手術実施病院への飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫の搬入及び引取り

(４)　手術実施病院に対する不妊手術等の実施依頼

(５)　手術実施病院に対する生後６箇月以上の飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫であることの確認

(６)　猫の収容、不妊手術の実施により第三者に損害を与えた場合の賠償

(７)　前各号に掲げるもののほか、不妊手術等の実施について町長が必要と認める事項

２　前項の場合において、申請者は、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

(１)　身分を確認できるものの写し（運転免許証、保険証、マイナンバーカード等）

(２)　不妊手術等を受ける前の飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫の全体像を判別できる写真

(３)　その他町長が必要と認める書類

（補助金申請の受付期間）

第６条　補助金の受付期間は、当該年度４月１日から１月31日までとする。ただし、補助金交付申請額の合計が予算額に達したときは受付期間中であっても補助金申請の受付を終了するものとする。

２　前項ただし書の場合において、第８条に規定する申請の取下げ又は第11条に規定する交付決定の取消しが行われた場合は、補助金申請の受付を再開するものとする。

（補助金の交付決定）

第７条　町長は、第５条の規定による申請書を審査し、補助金の交付を決定したときは、揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金交付決定通知書（様式第２号）により、申請者に交付決定を行う。

２　前項の規定により、交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、交付決定の日から６週間（期限最終日が日曜日又は、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日の場合は翌日。以下同じ。）以内に動物病院で不妊手術等を受けさせなければならない。

（補助金の申請取下げ）

第８条　交付決定者は、前条第１項の規定による交付決定を受けた場合において、次の各号に該当するときは、申請の取下げをすることができる。

(１)　当該交付決定の内容に不服があるとき。

(２)　当該交付決定に付された条件に不服があるとき。

(３)　不妊手術等が実施できないとき。

２　前項の場合において、交付決定者は、揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金申請取下書（様式第３号）を提出するものとする。

３　前項の規定により申請の取下げがあったときは、当該申請に係る交付決定は取り消されたものとみなす。

（実績報告）

第９条　交付決定者は、第７条第２項の規定による不妊手術等を実施した後、交付決定の日から６週間以内に揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金事業実績報告書（様式第４号）に次に掲げる書類を添付して町長に提出しなければならない。

(１)　不妊手術等に係る領収書の写し（交付決定者宛てのものに限る）

(２)　不妊手術等を受けた後の飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫の全体像を判別することができる写真

(３)　不妊手術等を受けた後の飼い主不明な猫又は多頭飼育届出書提出済みの飼い猫の識別処置部分を判別することができる写真

(４)　その他町長が必要と認める書類

（補助金額の確定）

第10条　町長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金交付額確定通知書（様式第５号）により交付者に通知するものとする。

２　町長は、前項の規定による審査の結果、補助金の交付を不適当と認めたときは、速やかに交付決定者に対し、理由を付して揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金不交付決定通知書（様式第６号）により通知しなければならない。

（交付決定の取消し）

第11条　第７条第１項の規定による交付決定は、次の各号に掲げる場合に該当するときは取り消されたものとみなす。

(１)　交付決定者が交付決定の日から６週間以内に不妊手術等をしなかったとき。

(２)　交付決定者が交付決定の日から６週間以内に報告をしなかったとき。

(３)　前条第２項の規定による通知が行われたとき。

（補助金の請求）

第12条　交付決定者は、補助金の請求を行う場合には、揖斐川町飼い主不明な猫及び多頭飼育猫不妊手術費補助金交付請求書（様式第７号）を町長に提出しなければならない。ただし、請求日は交付決定日に属する年度の末日を超えないものとする。

（補助金の支払）

第13条　町長は、前条の規定による請求により交付決定者に補助金を支払う。

（補助金の返還）

第14条　町長は、不正手段等により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

（その他）

第15条　この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この告示は、令和４年４月１日から施行する。